

手帳の種類	障害の区分	等級
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級、4級の1
	聴覚障害	2級、3級
	平衡機能障害	3級、5級
	音声・言語機能障害(咽頭摘出に係るものに限る)	3級
	上肢機能障害	1級、2級
	肝臓機能障害	1級から4級
	体幹機能障害	1級から3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害	1級、2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1級から6級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	1級、3級、4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級
	下肢機能障害	1級から6級
愛の手帳		総合判定1度から3度
精神障害者保健福祉手帳		1級(精神通院医療に係る自立支援医療費受給者(注釈)に限ります)
戦傷病者手帳		東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください

備考:身体障害者手帳をお持ちの方で、2つ以上の障害の区分(障害名)がある場合は、障害の区分ごとの障害等級により判断します。障害の区分ごとの障害等級等が不明な場合は、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。
注釈:精神障害者保健福祉手帳に自立支援医療受給者番号の記載がない場合は、自立支援医療受給者証を提示する必要があります。